年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会 平成29年3月13日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 7件

国 民 年 金 関 係 O件

厚生年金保険関係 7件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 9件

国民年金関係 3件

厚生年金保険関係 6件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第 1600655 号 厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第 1600229 号

第1 結論

請求期間のうち、請求者のA社における平成19年6月1日から平成21年9月1日までの期間及び平成22年7月1日から平成24年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成19年6月は18万円から41万円、平成19年7月は18万円から38万円、平成19年8月から同年10月までは18万円から44万円、平成19年11月は18万円から41万円、平成19年12月は18万円から44万円、平成20年1月は18万円から34万円、平成20年2月は18万円から36万円、平成20年3月は18万円から30万円、平成20年4月は18万円から44万円、平成20年5月は18万円から41万円、平成20年6月及び同年7月は18万円から30万円、平成20年6月及び同年7月は18万円から30万円、平成20年8月は18万円から41万円、平成20年8月までは18万円から30万円、平成22年7月から平成24年8月までは15万円から26万円とする。

平成19年6月から平成21年8月までの期間及び平成22年7月から平成24年8月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年6月から平成21年8月までの期間及び平成22年7月から平成24年8月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

請求者のA社における平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 8 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 26 年 10 月から平成 27 年 7 月までの標準報酬月額については、15 万円から 38 万円とする。

平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 8 月 1 日までの期間について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和57年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成19年6月1日から平成26年10月1日まで

② 平成26年10月1日から平成27年8月1日まで

A社に在職中の標準報酬月額の記録が実際の給与額と比べて低い額となっている。標準報酬月額を訂正し、年金額に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①のうち、平成 19 年 6 月 1 日から平成 21 年 9 月 1 日までの期間及び 平成22年7月1日から平成24年9月1日までの期間について、請求者の標準報 酬月額は、オンライン記録によると、平成19年6月から平成21年8月までは18 万円、平成22年7月から平成24年8月までは15万円と記録されているところ、 請求者から提出された給与明細一覧及び課税庁から提出された給与支払報告書 (以下、併せて「給与明細一覧等」という。) により、標準報酬月額の決定の基 礎となる資格取得時及び4月から6月までの報酬月額に基づき決定される標準 報酬月額(平成19年6月から平成20年8月までは44万円、平成20年9月から 平成 21 年8月までは 47 万円、平成 22 年7月及び同年8月は 44 万円、平成 22 年9月から平成23年8月までは38万円、平成23年9月から平成24年8月まで は 41 万円) はオンライン記録を超えており、当該標準報酬月額と異なる標準報 酬月額(平成 19 年 6 月は 41 万円、平成 19 年 7 月は 38 万円、平成 19 年 8 月は 47 万円、平成 19 年 9 月は 53 万円、平成 19 年 10 月は 44 万円、平成 19 年 11 月 は 41 万円、平成 19 年 12 月は 47 万円、平成 20 年 1 月は 34 万円、平成 20 年 2 月は36万円、平成20年3月は30万円、平成20年4月は62万円、平成20年5 月は41万円、平成20年6月及び同年7月は30万円、平成20年8月は41万円、 平成 20 年 9 月から平成 21 年 8 月までは 30 万円、平成 22 年 7 月から平成 24 年 8月までは 26 万円) に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたこ とが確認又は推認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を決定し、これに基づき記録の 訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生 年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内 であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することと なる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、給与明細一覧等において確認 又は推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成 19 年 6 月は 41 万 円、平成 19 年 7 月は 38 万円、平成 19 年 8 月から同年 10 月までは 44 万円、平 成 19 年 11 月は 41 万円、平成 19 年 12 月は 44 万円、平成 20 年 1 月は 34 万円、 平成 20 年 2 月は 36 万円、平成 20 年 3 月は 30 万円、平成 20 年 4 月は 44 万円、 平成 20 年 5 月は 41 万円、平成 20 年 6 月及び同年 7 月は 30 万円、平成 20 年 8 月は 41 万円、平成 20 年 9 月から平成 21 年 8 月までは 30 万円、平成 22 年 7 月 から平成24年8月までは26万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは回答が得られないが、平成19年6月から平成21年8月までの期間及び平成22年7月から平成24年8月までの期間について、給与明細一覧等において確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所(平成22年1月以降は、年金事務所)で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細一覧等において確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間①のうち、平成21年9月1日から平成22年7月1日までの期間及び平成24年9月1日から平成26年10月1日までの期間について、請求者から提出された給与明細一覧、課税庁から提出された給与支払報告書及び市民税・県民税照会回答書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認又は推認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

請求期間②について、本件訂正請求日においては、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であり、請求者のオンライン記録の標準報酬月額は 15 万円と記録されているが、請求者から提出された給与明細一覧により、標準報酬月額の決定の基礎となる平成 26 年 4 月から同年 6 月までは、標準報酬月額 38 万円に相当する報酬月額が事業主により請求者へ支払われていたことが確認できることから、請求者の標準報酬月額を 38 万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第 1600666 号 厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第 1600231 号

第1 結論

請求者のA社B支店(現在は、A社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和45年2月1日から昭和45年1月26日に訂正し、昭和45年1月の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

昭和 45 年 1 月 26 日から同年 2 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和 45 年 1 月 26 日から同年 2 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 21 年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請求期間: 昭和45年1月26日から同年2月1日まで A社C工場からA社B支店へ転勤した時の年金記録が漏れている。継続 して勤務していたことは間違いないので、年金額に反映するように記録を 訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る雇用保険の記録、A社から提出された在籍証明書及び同社が加入しているD健康保険組合の回答によると、請求者は、請求期間においてA社に継続して勤務し(昭和45年1月26日にA社C工場からA社B支店に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、A社B支店における厚生年金保険被保険者名簿の昭和45年2月の記録から5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか

否かについては、事業主は、昭和 45 年 1 月 26 日から同年 2 月 1 日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについて不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1600640 号 厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1600232 号

第1 結論

請求者のA社における平成 16 年 8 月 10 日の標準賞与額を 21 万 5,000 円、平成 16 年 12 月 28 日及び平成 17 年 8 月 10 日の標準賞与額を 21 万円、平成 18 年 8 月 10 日の標準賞与額を 20 万 8,000 円、平成 18 年 12 月 28 日の標準賞与額を 20 万 3,000 円、平成 19 年 12 月 28 日の標準賞与額を 21 万 3,000 円、平成 20 年 8 月 10 日の標準賞与額を 17 万 6,000 円、平成 20 年 12 月 28 日の標準賞与額を 11 万円、平成 25 年 8 月 10 日の標準賞与額を 17 万 9,000 円、平成 25 年 12 月 28 日の標準賞与額を 23 万円に訂正することが必要である。

平成 16 年 8 月 10 日、平成 16 年 12 月 28 日、平成 17 年 8 月 10 日、平成 18 年 8 月 10 日、平成 18 年 12 月 28 日、平成 19 年 12 月 28 日、平成 20 年 8 月 10 日、平成 20 年 8 月 10 日、平成 20 年 12 月 28 日、平成 25 年 8 月 10 日及び平成 25 年 12 月 28 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 16 年 8 月 10 日、平成 16 年 12 月 28 日、平成 17 年 8 月 10 日、平成 18 年 8 月 10 日、平成 18 年 12 月 28 日、平成 19 年 12 月 28 日、平成 20 年 8 月 10 日、平成 20 年 12 月 28 日、平成 25 年 8 月 10 日及び平成 25 年 12 月 28 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求者のA社における平成 16 年 12 月 28 日及び平成 17 年 8 月 10 日の標準賞 与額を 21 万円から 21 万 5,000 円、平成 18 年 8 月 10 日の標準賞与額を 20 万 8,000 円から 21 万 8,000 円、平成 18 年 12 月 28 日の標準賞与額を 20 万 3,000 円から 21 万 8,000 円、平成 19 年 12 月 28 日の標準賞与額を 21 万 3,000 円から 21 万 8,000 円に訂正することが必要である。

平成 16 年 12 月 28 日、平成 17 年 8 月 10 日、平成 18 年 8 月 10 日、平成 18 年 12 月 28 日及び平成 19 年 12 月 28 日の訂正後の標準賞与額(上述の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準賞与額を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和42年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成16年8月

- ② 平成16年12月
- ③ 平成17年7月
- ④ 平成18年8月
- ⑤ 平成 18 年 12 月
- ⑥ 平成19年12月
- ⑦ 平成20年8月
- ⑧ 平成20年12月
- ⑨ 平成25年8月
- ⑩ 平成 25 年 12 月

A社に勤務している期間のうち請求期間①から⑧までについて、厚生年金保険の賞与記録がない。また、請求期間⑨及び⑩については、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第 75 条本文該当)となっている。A社から請求期間①から⑩までに賞与が支払われ、厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を訂正し、保険給付の計算の基礎となる記録及び事実に即した記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間に係る賞与明細書及びA社から提出された請求者の請求期間に係る給与所得に対する所得税源泉徴収簿(以下、併せて「賞与明細書等」という。)により、請求期間①、⑦及び⑧について、請求者は、同社から請求期間①は21万5,000円、請求期間⑦は17万6,000円、請求期間⑧は11万円の賞与の支払を受け、いずれも賞与額に相当する標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

請求期間②から⑥、請求期間⑨及び⑩について、賞与明細書等により、請求者は、A社から請求期間②及び③はそれぞれ21万5,000円、請求期間④、⑤及び⑥はそれぞれ21万8,000円、請求期間⑨及び⑩はそれぞれ26万円の賞与の支払を受け、請求期間②及び③はいずれも21万円、請求期間④は20万8,000円、請求期間⑤は20万3,000円、請求期間⑥は21万3,000円、請求期間⑨は17万9,000円、請求期間⑩は23万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②から⑥、請求期間⑨及び⑩に係る標準賞与額については、上述の賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間②及び③は21万円、請求期間④は20万8,000円、請求期間⑤は20万3,000円、請求期間⑥は21万3,000円、請求期間⑨は17万9,000円、請求期間⑩は23万円とすることが必要である。

また、請求期間に係る賞与の支払年月日については、上述の給与所得に対する

所得税源泉徴収簿により、請求期間①は平成 16 年 8 月 10 日、請求期間②は平成 16 年 12 月 28 日、請求期間③は平成 17 年 8 月 10 日、請求期間④は平成 18 年 8 月 10 日、請求期間⑤は平成 18 年 8 月 10 日、請求期間⑥は平成 19 年 12 月 28 日、請求期間⑦は平成 20 年 8 月 10 日、請求期間⑧は平成 20 年 12 月 28 日、請求期間⑨は平成 25 年 8 月 10 日、請求期間⑩は平成 25 年 12 月 28 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 16 年 8 月 10 日、平成 16 年 12 月 28 日、平成 17 年 8 月 10 日、平成 18 年 8 月 10 日、平成 18 年 12 月 28 日、平成 19 年 12 月 28 日、平成 20 年 8 月 10 日及び平成 20 年 12 月 28 日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(平成 22 年 1 月以降は、年金事務所)に対し提出しておらず、平成 25 年 8 月 10 日及び平成 25 年 12 月 28 日の当該届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 28 年 10 月 31 日に年金事務所に対し提出しており、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間②から⑥について、請求者は、年金額に反映しないとしても事実に即した標準賞与額への訂正を求めているところ、賞与明細書等により、請求者は、A社から請求期間②及び③はそれぞれ 21 万 5,000 円、請求期間④、⑤及び⑥はそれぞれ 21 万 8,000 円の標準賞与額に相当する賞与の支払を事業主から受けていたことが確認できることから、請求者の標準賞与額を、請求期間②及び③は 21 万 5,000 円、請求期間④、⑤及び⑥は 21 万 8,000 円に訂正することが必要である。

ただし、請求期間②から⑥の訂正後の標準賞与額(上述の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第 1600654 号 厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第 1600234 号

第1 結論

請求者のA社における平成21年6月1日から平成26年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成21年6月から平成22年6月までは20万円から30万円、平成22年7月から平成23年8月までは15万円から30万円、平成23年9月から平成24年8月までは15万円から32万円、平成24年9月から平成26年8月までは15万円から30万円とする。

平成21年6月から平成26年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年6月から平成26年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

請求者のA社における平成 26 年 9 月 1 日から平成 27 年 4 月 19 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 26 年 9 月から平成 27 年 3 月までの標準報酬月額については、15 万円から 30 万円とする。

平成26年9月1日から平成27年4月19日までの期間について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和45年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成21年6月1日から平成26年9月1日まで

② 平成26年9月1日から平成27年4月19日まで

A社に在職中の標準報酬月額の記録が、実際の給与額と比べて低い額となっている。標準報酬月額を訂正し、年金額に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者の標準報酬月額は、オンライン記録によると、平成21年6月から平成22年6月までは20万円、平成22年7月から平成26年8月までは15万円と記録されているところ、請求者から提出された給与明細一覧により、標準報酬月額の決定の基礎となる資格取得時及び4月から6月までの報酬月額に基づき決定される標準報酬月額(平成21年6月から平成23年8月までは30万円、平成23年9月から平成24年8月までは32万円、平成24年9月から平成26年8月までは30万円)はオンライン記録を超えており、当該標準報酬月額と同額又はこれを上回る標準報酬月額(平成21年6月から平成24年9月までは32万円、平成24年10月から平成26年8月までは30万円)に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認又は推認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、上述の給与明細一覧において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成21年6月から平成23年8月までは30万円、平成23年9月から平成24年8月までは32万円、平成24年9月から平成26年8月までは30万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは回答が得られないが、平成21年6月から平成26年8月までの期間について、上述の給与明細一覧において確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所(平成22年1月以降は、年金事務所)で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上述の給与明細一覧において確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間②について、本件訂正請求日においては、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であり、請求者のオンライン記録の標準報酬月額は 15 万円と記録されているが、請求者から提出された給与明細一覧により、標準報酬月額の決定の基礎となる平成 26 年 4 月から同年 6 月までは、標準報酬月額 30 万円に相当する報酬月額が事業主により請求者へ支払われていたことが確認できることから、請求者の標準報酬月額を 30 万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第 1600689 号 厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第 1600236 号

第1 結論

請求期間のうち、請求者のA社における平成2年4月26日から平成3年8月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成2年4月から同年9月までは9万8,000円から18万円、平成2年10月から平成3年3月までは15万円から18万円、平成3年4月から同年7月までは17万円から20万円とする。

平成2年4月から平成3年7月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成2年4月から平成3年7月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和43年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成2年4月26日から平成5年7月1日まで

A社に勤務していた期間について、標準報酬月額が実際の給与額と比べて低い額となっているため、正しい標準報酬月額に記録を訂正して年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、平成2年4月26日から平成3年8月1日までの期間について、請求者の標準報酬月額は、オンライン記録によると、平成2年4月から同年9月までは9万8,000円、平成2年10月から平成3年3月までは15万円、平成3年4月から同年7月までは17万円と記録されているが、請求者から提出された給料支払明細書により、標準報酬月額の決定の基礎となる資格取得時及び5月から7月までの報酬月額に基づき決定される標準報酬月額(平成2年4月から平

成3年3月までは18万円)並びに標準報酬月額の改定の基礎となる平成3年1月から同年3月までの報酬月額に基づき改定される標準報酬月額(平成3年4月から同年7月までは20万円)はオンライン記録の標準報酬月額を超えており、それぞれの標準報酬月額と異なる標準報酬月額(平成2年4月から同年11月までは18万円、平成2年12月から平成3年7月までは22万円)に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、上述の給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成2年4月から平成3年3月までは18万円、平成3年4月から同年7月までは20万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成2年4月から平成3年7月までの期間について、請求者の請求内容どおりの厚生年金保険被保険者資格取得届、厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、当該期間について、給料支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う得生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成3年8月1日から平成5年7月1日までの期間については、請求者から提出された給料支払明細書により、標準報酬月額の決定の基礎となる5月から7月までの報酬月額に基づき決定される標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第 1600644 号 厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第 1600237 号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成23年7月20日は10万円、平成23年12月10日は20万6,000円、平成24年4月30日は14万7,000円、平成24年12月10日は22万円、平成25年4月30日は16万円、平成25年7月20日は19万5,000円、平成25年12月10日は21万6,000円、平成26年4月30日は15万7,000円に訂正することが必要である。

平成23年7月20日、平成23年12月10日、平成24年4月30日、平成24年12月10日、平成25年4月30日、平成25年7月20日、平成25年12月10日及び平成26年4月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 23 年 7 月 20 日、平成 23 年 12 月 10 日、平成 24 年 4 月 30 日、平成 24 年 12 月 10 日、平成 25 年 4 月 30 日、平成 25 年 7 月 20 日、平成 25 年 12 月 10 日及び平成 26 年 4 月 30 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和58年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成23年7月

- ② 平成23年12月
- ③ 平成24年4月
- ④ 平成24年12月
- ⑤ 平成25年4月
- ⑥ 平成25年7月
- ⑦ 平成 25 年 12 月
- ⑧ 平成26年4月

請求期間について、A社から賞与が支払われたが、賞与の記録がないので、 年金額に反映される記録として訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①、④、⑤及び⑥について、A社から提出された賃金台帳及び請求者から提出された支給明細書により、請求者は、請求期間①は 10 万円、請求期間④は 22 万円、請求期間⑤は 16 万円、請求期間⑥は 19 万 5,000 円の賞与の支払を受け、いずれも賞与額に相当する標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

請求期間②、③、⑦及び⑧について、上述の賃金台帳及び支給明細書により、請求者は、請求期間②は21万円、請求期間③は15万円、請求期間⑦は22万円、請求期間⑧は16万円の賞与の支払を受け、請求期間②は20万6,000円、請求期間③は14万7,000円、請求期間⑦は21万6,000円、請求期間⑧は15万7,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②、③、⑦及び⑧に係る標準賞与額については、上述の賃金台帳及び支給明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間②は20万6,000円、請求期間③は14万7,000円、請求期間⑦は21万6,000円、請求期間⑧は15万7,000円とすることが必要である。

また、請求期間に係る賞与の支払年月日については、社会保険事務担当者の陳述及び請求者の請求期間前後の賞与に係るオンライン記録から判断して、請求期間①は平成23年7月20日、請求期間②は平成23年12月10日、請求期間③は平成24年4月30日、請求期間④は平成24年12月10日、請求期間⑤は平成25年4月30日、請求期間⑥は平成25年7月20日、請求期間⑦は平成25年12月10日、請求期間⑧は平成26年4月30日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者に係る平成23年7月20日、平成23年12月10日、平成25年4月30日、平成25年7月20日、平成25年12月10日及び平成26年4月30日の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第 1600641 号 厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第 1600239 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 17 年 7 月 31 日から平成 17 年 8 月 1 日に訂正し、平成 17 年 7 月の標準報酬月額を 19 万円とすることが必要である。

平成17年7月31日から同年8月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年7月31日から同年8月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求者のB社(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成17年9月1日から平成17年8月1日に訂正し、平成17年8月の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

平成 17 年8月1から同年9月1日までの期間については、厚生年金特例法第 1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録 することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 17 年8月1日から同年9月1日までの期間の厚 生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和59年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成17年7月31日から同年8月1日まで

② 平成17年8月1日から同年9月1日まで

私は、A社に平成17年7月31日まで在籍し、平成17年8月1日に同社からB社へ転籍となった。請求期間①及び②について同じ派遣先で継続して勤務していたが、派遣元の転籍の際に厚生年金保険の空白が生じてしまっている。給与明細書から請求期間①及び②に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、年金額に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、雇用保険の記録、A社の事業主及びC社の回答並びに請求者を記憶する同僚の証言により、請求者が平成17年7月31日までA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、請求者から提出された給与明細書により、請求者は、請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

なお、請求期間①に係る標準報酬月額については、平成 17 年 7 月の給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、19 万円とすることが妥当である。

また、事業主が請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は平成21年5月23日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、請求期間①当時の事業主は厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、平成17年7月31日から同年8月1日までの期間について、年金事務所が保管している請求者に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失年月日が平成17年7月31日となっていることから、事業主から同日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所(当時)は請求者の平成17年7月31日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。)、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間②について、雇用保険の記録、A社の事業主及びC社の回答、請求者を記憶する同僚の証言並びに請求者から提出されたB社の給与辞令により、請求者が平成17年8月1日からB社に勤務していたことが認められる。

また、請求者から提出された給与明細書により、請求者は、請求期間②に係る 厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

さらに、請求者から提出された平成17年8月度給与明細書により、請求者は、 請求期間②において、標準報酬月額22万円に見合う給与(21万4,642円)が支 給され、標準報酬月額20万円に見合う厚生年金保険料(1万3,934円)を事業主 により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②に係る標準報酬月額については、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、B社は平成 17 年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間②については適用事業所としての記録がない。しかし、商業登記簿謄本によると同社は平成 17 年 7月*日設立の法人であり、当該期間において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたもの

と認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社は、平成 17 年8月1日から同年9月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所に対し提出したか否か、また厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているが、上述のとおり、請求期間②においてB社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことから、社会保険事務所は、請求者の平成 17 年8月1日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600365号 厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第1600052号

第1 結論

平成9年8月から平成10年3月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和46年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成9年8月から平成10年3月まで

私は、平成9年8月に会社を退職したため、A市役所B支所で、私と妻の国民年金と国民健康保険の加入手続を行った。その際、国民年金保険料の納付が困難であることから、加入手続と同時に、私と妻の保険料の免除申請も一緒に行った。

しかし、年金記録では、請求期間の保険料について、妻のみ免除され、私は未納 と記録されているのはおかしいので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の現在の年金記録を管理している基礎年金番号 (平成9年1月から使用されている制度共通の記号番号)は、平成9年1月時点で加入していた厚生年金保険に係る記号番号において付番されており、請求期間はこの基礎年金番号に基づき第1号被保険者として管理されている。

請求者は、平成9年8月に会社退職後、国民年金と国民健康保険の加入手続を行ったとしているところ、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿によると、請求者とその妻の請求期間に係る国民年金加入手続の事務処理は、いずれも平成9年9月頃に行われていること、及びA市は、請求者と妻の国民健康保険加入の手続が平成9年8月に同時に行われている旨回答をしていることから、請求者の陳述は、当時の状況と一致する。

また、請求者は、国民年金の加入手続と同時に、自身と妻の保険料の請求期間に係る免除申請をしたとしているところ、オンライン記録によると、妻は、請求期間の保険料は免除されているほか、請求期間後の請求者及びその妻の免除申請年月日は同一日とされており、当時、請求者は、妻と請求者の免除申請を同時に行っていたことがうかがわれ、請求者が、妻に係る請求期間の保険料の免除申請に併せて自身の免除申請を行っていたと推認しても不自然ではない。

しかしながら、日本年金機構に対し、i)請求者は、請求期間直前に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、当時、失業状態にあったものと思料されること、ii)請求者も免除申請をする際に、申請書の理由欄に会社を辞めて所得が激減したと書いた覚えがあるとしていること、iii)妻は請求期間の保険料は免除承認されていることを踏まえて、請求者が、当時、免除申請をした場合の承認の可否についての見解を求めたものの、同機構は、保存期限経過により、免除申請の内容が確認できないため判断できないとした上、失業を理由とする免除申請については、夫婦2人の申請があっても、配偶者のみ免除を承認する取扱いも行われていたと考えられる旨回答していることから、妻の請求期間に係る保険料の免除が承認されていることをもって、請求者の請求期間の保険料も免除承認されていたとする事情を導き出すことができない。

また、請求者に係るA市の国民年金被保険者名簿においては、オンライン記録と同様、請求期間の保険料の免除が承認されていた形跡は見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、平成 11 年 6 月に請求者に対し納付書が作成されており、請求者は、請求期間後の平成 10 年度及び平成 11 年度の保険料は免除されていることから、当該納付書は請求期間に係る過年度保険料の納付書であったものと推認され、請求期間の保険料は免除が承認されていないものとして取り扱われていたものとみられる。

このほか、請求期間については、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の保険料の免除に係る期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、請求期間に係る年金記録の過誤は考え難いところ、請求者が請求期間の保険料を免除されていたことが確実と認められる関連資料はなく、請求者の主張とそれに対する行政側の行為の関連性が見て取れるような周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第 1600653 号 厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第 1600053 号

第1 結論

昭和50年*月から昭和56年2月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和30年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和50年*月から昭和56年2月まで

私は、20歳の頃は、A市に住んでいたが、私の国民年金の加入手続については、兄同様、20歳になったのを契機に、母親が実家のあるB市で行ってくれた。保険料についても、母親が、兄の保険料と一緒に私の分も納付してくれていた。母親は亡くなっているため、どのように保険料を納付してくれていたのか詳しいことは分からない。しかし、母親が、兄の保険料のみを納付し、私の保険料を納付していなかったとは考えられないので、請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間の保険料を母親が納付してくれていたとしているところ、その母親は、国民年金制度発足(昭和36年4月)当初から60歳に到達するまで全て保険料が納付されており、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。しかしながら、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ってくれたとする母親は既に亡くなっていることから、請求者の加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録によると、請求者の現在の年金記録を管理している基礎年金番号(平成9年1月から使用されている制度共通の記号番号)は、平成9年1月時点で加入していた厚生年金保険に係る記号番号において付番されており、当該基礎年金番号により、平成19年10月から平成20年3月まで国民年金の第1号被保険者資格を取得していることが確認できる。しかし、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者に対しては、これまでに国民年金手帳記号番号(平成8年12月まで使用されていた国民年金に係る記号番号)が払い出された形跡は見当たらないほか、紙台帳検索システムによると、請求者の実家のあったとするB市及び請求者が居住していたとするA市の

いずれにおいても、国民年金被保険者名簿等の帳票類が索出されないため、請求者に係る請求期間の国民年金加入手続が行われ、保険料が納付されていた形跡がうかがえない。このため、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、母親が請求期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、請求期間当時、保険料の納付については、原則、住民登録のある住所地で行う必要があったところ、戸籍の附票によると、請求者は、昭和 53 年1月にA市に住所地を定めていることが確認できるため、請求期間のうち、昭和 53 年1月以降は、母親がB市において請求者に係る保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、請求者は、兄についても母親が国民年金の加入手続を行い、兄の保険料と一緒に請求者の分も納付してくれていたとしているところ、国年被保険者管理簿及びオンライン記録によると、兄の国民年金の加入手続は、昭和 56 年*月頃(20歳到達から約*年後)に行われ、昭和 56 年*月の保険料から納付が開始されており、兄についても請求期間の保険料が納付されていた形跡は見当たらない。したがって、兄の年金記録から、請求者に係る請求期間の国民年金加入手続が行われ、保険料が納付されていたとする事情を見いだすことはできない。

このほか、母親が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第 1600658 号 厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第 1600054 号

第1 結論

昭和52年5月から昭和63年2月までの請求期間については、付加保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和26年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和52年5月から昭和63年2月まで

私は、婚姻(昭和51年4月)してから1年程たった頃に、父親(養父)が付加保険料も納付していることを聞き、私も将来のことを考えて付加保険料を納付すると告げたところ、父親が私の付加保険料納付の申出をしてくれた。

請求期間当時、私が自身の付加保険料と定額保険料を父親に渡し、父親が、 父親と母親の保険料と一緒に私の保険料を自宅に集金に来ていた自治会の人に 袋に入れて納付していたが、このことは妻が見ていた。

しかし、私の年金記録では、請求期間は定額保険料のみ納付とされており、 付加保険料は納付されていないことになっている。両親は既に亡くなっており、 付加保険料を納付したことを示す資料等も残っていないが、保険料の集金に来 ていた人に、私が付加保険料を納付していることを話したところ、その人も付 加保険料を納付するようになったということも覚えており、付加保険料を納付 したことは間違いないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 47 年8月頃にA市で払い出されており、請求者に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の国民年金加入手続はこの頃に初めて行われ、その際、請求者が 20 歳に到達した昭和 46 年*月に被保険者資格を取得する事務手続が行われたものと推認される。

請求者は、国民年金加入期間において定額保険料の未納はなく、厚生年金保険 との切替手続も適切に行っており、年金制度に対する関心及び保険料納付意識が 高かったことがうかがわれる。

また、請求者は、父親(養父)が付加保険料を納付していることを聞き、父親

に自身の付加保険料納付の申出を依頼したとしているところ、父親の被保険者台帳には、「農 46.1.1 該当」との記載が確認できる。農業者年金基金法において、農業者年金の加入者は付加保険料(当該制度開始当初の昭和45年10月から昭和48年12月までは所得比例保険料)も納付することとされていたことから、父親は農業者年金加入に伴い付加保険料を納付することとなったものと推察され、オンライン記録によると、父親は、昭和46年1月から60歳に到達する前月まで付加保険料を納付していることが確認でき、請求者の陳述と合致する。

しかしながら、請求者は、請求期間に係る付加保険料を納付する申出に直接関与しておらず、これを行ったとする父親は既に亡くなっているため、当時の状況を確認することができず、請求期間に係る付加保険料を納付する申出についての詳細は不明である。

また、請求期間は130か月と長期間であり、戸籍の附票によると、請求者は、請求期間はB町(現在は、C市)に住所を定め、同町からの転居はなく、同一町において同一の記録誤りが、これだけ長期にわたって継続することは、通常考え難いところ、オンライン記録によると、請求者の付加保険料を納付する申出は、昭和63年3月に行われている。戸籍の附票によると、請求者は、その後、平成元年4月にD町(現在は、E市)、平成5年6月にF町(現在は、G市)に転居している。C市及びE市は、請求者に係る年金記録を保管しておらず、当時の状況は不明である上、G市の請求者に係る被保険者台帳においても、請求者の付加保険料を納付する申出が、請求者の主張する時期(昭和52年5月)に行われた形跡は見当たらず、請求者の父親が請求期間に係る付加保険料を納付する申出を行った事情を見いだすことができない。

さらに、請求者は、保険料の集金に来ていた者に自身が付加保険料を納付していることを話したところ、当該者も付加保険料を納付するようになったことを覚えているとしている。しかし、当該者に確認したところ、当該者は、当時、保険料の集金を行っていたか覚えていないとしており、当時の状況の詳細は不明であるほか、当該者の付加保険料の納付開始(農業者年金の加入)時期は、農業者年金制度が始まった頃としており、請求者の記憶と相違するため、請求者の陳述から請求者が請求期間の付加保険料を納付したことを導き出すことができない。

加えて、社会保険庁(当時)は、オンライン化に際し、「社会保険業務の新しい事務処理方式の実施に伴う国民年金被保険者記録の進達及び国民年金被保険者台帳の整備について(通知)」(昭和58年7月27日付け庁業発第38号)を発出し、一部付加納付記録(年度の一部に付加保険料納付実績がある記録)のある被保険者台帳については特殊台帳(マイクロフイルム)として保存することとしていた。このため、請求者が請求期間の始期(昭和52年5月)に付加保険料納付の申出をし、付加保険料を納付していたとすれば、特殊台帳が残存するはずであるが、請求者に係る特殊台帳は残っておらず、請求者が請求期間の付加保険料を納付した事情を見いだすことができない。

このほか、父親が請求期間の付加保険料を納付したことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)はなく、父親が請求期間の付加保険料を納付したことをうか

がわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1600624 号 厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1600230 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年 月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請求期間: 昭和34年2月2日から昭和35年12月1日まで 私は、請求期間においてA社でB職として勤務をしていたが、厚生年金保険 の被保険者記録がない。一緒に働いていた元配偶者と妹には記録があるので、 調査をして、年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社の店舗内で同僚と一緒に撮影された写真、請求者の 実妹の陳述及び同社の事業主(請求期間当時の事業主の子)の回答により、期間 は特定できないものの、請求者が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は請求期間当時の資料を保管しておらず、当時の事業主も 死亡していることから請求者の請求期間に係る厚生年金保険の取扱い及び厚生 年金保険料の控除について確認できない。

また、請求期間にA社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚は、請求者を記憶していないことから、請求者の勤務実態について確認できない。

さらに、請求期間に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号は連番になっており、欠番もないことから、請求者の名前が欠落したとは考え難い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第 1600673 号 厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第 1600233 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和29年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ①平成15年8月1日から平成17年4月1日まで

②平成17年10月1日から平成19年9月1日まで

A社で勤務していた期間のうち、請求期間について、実際に支払われた給与額と相違する標準報酬月額が記録されている。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①のうち、平成15年12月から平成17年3月までの期間及び請求期間②について、年金事務所が保管する平成16年度から平成19年度までの賃金台帳及び請求者から提出された給与支給明細書(以下、併せて「賃金台帳等」という。)により、請求者は、当該期間においてA社からオンライン記録の標準報酬月額(11万8,000円)を超える給与が支払われ、オンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該期間における標準報酬月額については、賃金台帳等で確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらず、記録の訂正は認められない。

また、請求期間①のうち、平成15年8月から同年11月までの期間について、請求者の給与額及び厚生年金保険料の控除額を確認できる資料はなく、同僚から提出された給与支給明細書によると、当該期間に係る厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致しており、請求者についても当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除されていたものと推認できる。

このほか、請求期間について、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1600611 号 厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1600235 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和5年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和55年4月18日から平成4年10月26日まで A社に勤務していた期間について、標準報酬月額が実際の給与額と比べて低い額となっているため、正しい標準報酬月額に記録を訂正して年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者は、オンライン記録の標準報酬月額を超える給与が 支払われていた旨主張している。

しかしながら、i) A社は、平成7年8月8日に適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は、請求期間に係る給与関係の資料を保管していないこと、ii) 請求者は、当時の給与は現金払であったと陳述しており、給与明細書等を所持していないこと、iii) 複数の同僚は、給与は日給月給であった旨陳述しているところ、請求期間の一部に係る複数の同僚の給料支払明細書によると、毎月の給与額は変動している上、同社における厚生年金保険料控除額の算出に一貫性が認められないこと、iv) 課税庁には請求期間当時の課税資料が保存されていないことから、請求者の請求期間における給与額及び厚生年金保険料の控除額について確認又は推認できない。

このほか、請求期間について、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求 者が請求期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事 業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。 厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1600626 号 厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1600238 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及びB事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和8年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請求期間: 昭和26年*月*日から昭和27年*月*日まで 請求期間にC業務をしていたが、厚生年金保険の被保険者記録がない。 請求期間も継続して勤務していたので、年金額に反映するように記録を訂正 してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によれば、請求者は、A事業所において、昭和 26 年*月*日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、B事業所において昭和 27 年*月*日に資格を取得しており、請求期間の被保険者記録がないところ、請求者は、D事業所(厚生年金保険の適用事業所名は、A事業所)又はB事業所において、継続してC業務をしていたとして訂正請求している。

また、請求者は、当時の同僚の名前、仕事内容、事業所の場所、事業所が移転した経緯等を具体的に記憶していること及び請求者が請求期間にC業務をしていた旨を請求者の弟が陳述していることから、請求期間において、請求者がD事業所又はB事業所に継続して勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、通知によれば、昭和 26 年*月*日以降において、C業務として使用される者は強制被保険者とならないこととされているところ、A事業所の厚生年金保険被保険者名簿によれば、多数の被保険者が昭和 26 年*月*日に資格喪失していることから、請求期間当時、C業務をしていたとする請求者についても、同通知に基づき、厚生年金保険の被保険者資格を喪失することとなったものと考えられる。

また、B事業所については、厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和 27 年 *月*日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間において適用事業 所であった記録が確認できない上、同事業所の厚生年金保険被保険者名簿には 「任」の記載が確認できることから、請求者は、同事業所の任意による新規適用 時に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことがうかがえる。

さらに、請求者が記憶する同僚を含め、請求者と同様にA事業所からB事業所へ異動している者の記録を確認したところ、請求期間において、継続して厚生年金保険被保険者となっている者は確認できない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第 1600659 号 厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第 1600240 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和28年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和47年から昭和50年まで

はっきりとした期間は分からないが、昭和 47 年頃から昭和 50 年頃までの期間にA社C店において勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録がない。調査をして年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者は、大学に在学中にA社C店において勤務していたが、請求者と同様に大学生で勤務していた同僚に厚生年金保険の被保険者記録があると聞いているので調査をしてほしいとして訂正請求しているところ、当該同僚の回答から期間は特定できないものの、請求者が同社C店に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、請求期間にA社C店は同社本社において一括して厚生年金保険の適用事業所となっていたところ、後継会社であるB社は、請求者に係る厚生年金保険被保険者資格の届出及び給与からの保険料控除について、資料の保管がないため不明と回答している上、請求者は、請求期間に係る給与明細書等の資料を所持していない。

また、請求期間にA社が加入していたD厚生年金基金の記録を管理するE企業年金基金及び企業年金連合会は、請求者に係る加入記録がないと回答している。

さらに、前述の同僚は、A社における厚生年金保険の被保険者となっているものの、請求者が記憶する大学生の他の同僚二人については、同社における厚生年金保険の被保険者記録は確認できないことから、請求期間に同社C店においては、全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、請求期間における請求者の健康保険について、A社が加入する健康保

険組合の記録を管理するF健康保険組合は、保存期限経過のため資料がないと回答しているところ、請求者の父親のG社における健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、請求者は父親の被扶養者となっていることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第 1600676 号 厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第 1600241 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を 認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和19年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成17年12月

請求期間について、A社より賞与が2万円支払われていたが、厚生年金保険の標準賞与額の記録がないので、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

商業登記簿謄本により、A社は既に破産していることが確認できるところ、事業主及び同社の破産管財人は請求期間に係る賞与の支給状況等を確認できる資料は保管していない旨陳述している。

また、請求者は、請求期間に係る賞与明細書及び預金通帳等の資料を所持していない上、請求者がA社に係る賞与の振込先であったとする金融機関は、保存期限経過のため請求期間に係る資料はないと回答している。

さらに、請求期間に係る課税資料についても、請求者が居住するB市は、保存期限経過のため保管していないと回答している。

このほか、請求者の請求期間における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求 者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主によ り賞与から控除されていたことを認めることはできない。